

福岡県県土整備部 情報共有システム（ＡＳＰ方式）利用に関する実施要領

第１条（総則）

本要領は、福岡県県土整備部発注工事において、受発注者間で施工に係る情報を電子的に交換・共有するＡＳＰ方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用することに関し必要な事項を定めたものである。システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。

※「ＡＳＰ（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式」とは、情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

第２条（定義）

システムとは、受発注者間での工事書類・協議事項の共有やスケジュール調整、および発注者における工事書類の電子管理、電子決裁等の機能を備えたものとする。

第３条（対象工事）

福岡県県土整備部が発注する全ての工事を対象とする。

ただし、工事契約後に受発注者間で協議し、システムを利用することが適当でないと判断される場合は、適用対象外とすることができる。

第４条（システム）

（１）利用可能なシステム

国土交通省がホームページで公表している「情報共有システム提供者機能要件工事 Rev. 〇. 〇^(注)対応状況一覧表」に記載があるシステム提供者が提供するシステムとする。

（注）工事 Rev. 〇. 〇は、「電子納品・電子検査 事前協議チェックリスト」の実施日時点での最新版とする。

（２）契約

システム提供者との契約は、受注者が行うものとする。

（３）費用負担

システムの利用料金は、共通仮設費率に含まれている。

（該当項目：共通仮設費 技術管理費「施工管理で使用するＯＡ機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）」）

第５条（工事帳票）

システムで処理を行う工事帳票における電子印については、紙への押印と同等の取扱い

とする。

第6条（データの提出）

受注者は、システム上で共有した工事書類を電子媒体（CD-R等）により監督員へ提出する。提出部数は2部（正・副）とする。

第7条（完成検査）

（1）現場検査

従来通りの方法での検査とする。

（2）書類検査

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。

（既済部分検査、出来形検査及び中間検査も同様とする。）

（3）検査の準備

- ・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として発注者が準備する。
ただし、年度末等、発注者が準備することができない場合は、受注者が準備する。
- ・検査時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R等）から検査に用いるパソコンのハードディスクに読み込んでおくこと。

（4）工事成績評定での取り扱い

本要領に基づきシステムを活用した場合、係長が成績評定を行う工事成績評定の「5 創意工夫」の項目の内、【新技術活用】において、『活用の効果が相当程度確認できた』ものとして2点加点する。なお、実施できない場合でも減点は行わない。

第8条（情報管理）

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- （1）ID・パスワードの管理徹底
- （2）ウィルス対策の徹底
- （3）工事情報等機密情報の管理徹底
- （4）工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- （5）その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年10月1日から適用する。